

## 第1節 特殊災害対策

災害の発生により、危険物施設、高圧ガス施設、毒物・劇物保管施設等が損傷し、危険物等の流出に伴う爆発、火災あるいは有毒ガスが発生した場合、地域住民に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危険物等の貯蔵・取扱い及び運搬については、災害発生防止のために規制・指導を推進するとともに、予防査察の強化により安全対策の確立を図る。

### 1 被害の想定

石油類、高圧ガス、火薬等による大規模な爆発、火災等が発生した場合を想定する。消防法、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、告示及び運用指針等に基づき、消防本部は、危険物施設等への指導を強化し、保安対策を確立する。

### 2 危険物許可施設の現況

別府市の危険物許可施設

(令和6年1月1日現在)

施設名	施設数	休止
屋内貯蔵所	7	0
屋外タンク貯蔵所	9	0
屋内タンク貯蔵所	7	0
地下タンク貯蔵所	54	7
簡易タンク貯蔵所	0	0
移動タンク貯蔵所	7	0
屋外貯蔵所	0	0
給油取扱所(営業用)	29	2
給油取扱所(自家用)	12	0
販売取扱所	0	0
一般取扱所(ボイラー等)	8	0
一般取扱所(小口詰替)	9	1
一般取扱所(その他)	1	0
合計	143	10

### 3 災害予防対策

#### (1) 立入検査等の実施

危険物による災害発生の防止を図るため、次のとおり立入検査等を実施する。

- ① 各施設については、その位置・構造・設備及び管理状況が関係法令に適合し、火災予防上の危険がないかなどを検査するとともに、不備欠陥事項のある施設に対しては、早期に改善されるよう指導の徹底を図る。
- ② 移動タンク貯蔵所(危険物運搬のローリー車)及び危険物運搬の車両に対する

危険予防については、各消防本部との連携を図るとともに、取り締まり等については別府警察署の協力を得て遂行する。

③ 高圧ガス、液化石油ガス(LPG)、毒劇物等の取扱い施設の、電気設備、火気使用設備等の位置・構造・設備及び火気使用について、取扱い管理を指導する。

④ 液化石油ガスの製造所等

市内における、液化石油ガス製造所等に対し、次のとおり指導を推進する。

ア 貯蔵又は取扱いをする高圧ガス、液化石油ガス(LPG)、毒劇物等の届出

イ 火災発生時における物質の所在

ウ 発災時における消防隊への情報提供

(2) 防災教育・指導

危険物関係者等に対する防災教育、及び適切な指導により防災安全の確立を図る。

① 防災教育等の対象者

ア 危険物施設関係者

イ 危険物保安監督者

ウ 危険物取扱者

エ 危険物取扱作業従事者

② 防災教育・指導の要領

各種の災害事象に対応できる効果的な教育を実施するとともに、人員及び資機材等を有効に活用する訓練により指導する。

③ 危険物保安監督者の選任・指導

消防法第13条に基づき、危険物保安監督者を選任し届出をさせるとともに、貯蔵・取扱関係者に対する指導の徹底を図る。

(3) 予防規定の作成指導

危険物施設の規模と実態に応じ火災及びその他の災害の発生を予防するため、予防規定の作成を指導し、自衛組織、保安教育、施設の点検及び取扱作業等の自主保安体制の徹底を図る。

(4) 危険物施設等の規制

許可を受けた危険物施設に対しては、課せられた消防法令の規則を厳守するよう指導する。

① 規制の方針

危険物施設の設置・構造・設備について技術上の基準に適合するよう、施設の維持管理及び貯蔵、取扱基準の遵守について指導を推進する。

② 規制区分

ア 設置及び変更に対する審査及び許可

イ 完成検査前検査

ウ 完成検査

エ 仮貯蔵、仮取扱い及び仮使用の承認

③ 危険物施設の定期点検

危険物施設関係者等は、定期点検を実施するとともに、その結果を点検記録簿に記録し保存しておく。

#### 4 災害応急対策

災害の発生により、危険物施設・高圧ガス施設・毒劇物保管施設等が損傷し、危険物等の流出に伴う災害発生のおそれが生じた場合は、次のとおり被害の拡大防止を図る。

(1) 危険物等の応急対策

危険物の爆発火災から市民及び観光客等の生命・身体・財産を保護するため、次

のとおり応急対策を講じる

① 石油類及び毒劇物

ア 所有者・管理者・占有者の措置

所有者等は、発火源の除去、石油類の安全な場所への移動、油等の流出防止及び自衛消防隊等による安全措置の対応と火災発生時における消防・警察への迅速な通報、初期消火を実施させるものとする。

また、人的被害を及ぼす危険があると認められる場合は、付近住民に避難を促す。

イ 市の措置

市は、施設の所有者及び市民からの火災又は火災のおそれがあるとの通報を受けた場合において、石油類等施設の所有者・管理者・占有者に対して危険排除の措置を指示し、又は自らこの措置を講じるとともに、人的被害を及ぼす危険性が大きいと認めた場合は、警戒区域を設定し、住民の立入り制限・退去命令及び避難誘導を実施する。

② 高圧ガス

ア 所有者・管理者・占有者の措置

所有者等は、作業の中止、設備・ガスの安全な場所への移動、安全放出、ボンベ等の埋設など、法令に基づく安全な措置を講じるとともに、直ちに、消防機関及び警察に通報する。

また、必要があると認められる場合は、付近住民に避難を促す。

イ 市の措置

市は、高圧ガスの所有者等及び市民から、火災又は爆発のおそれがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場へ出動し、警察の協力を得て警戒区域設定の措置を講じるとともに、人的被害を及ぼす危険性が大きいと認めた場合は、付近住民の避難を命令する。

また、施設の所有者等に対しては、危険防止に必要な措置を指示するとともに、災害の防御活動及び被災者の救出・救護等の措置を実施させる。

(2) 漏油対策

災害の発生により大量の石油類が流出した場合、火災の危険性及び河川等の汚濁が市民や観光客等に被害を及ぼさないよう、次の対策を講じる。

- ① 発見者又は原因者から漏油の通報を受けた場合、直ちに、関係機関へ連絡及び応援を求め、原因者に対する油等の除去及び漏油措置について指示するとともに、関係機関が保有する防除活動資材を活用し、防除及び撤去作業を実施する。
- ② 漏油により被害が及ぶおそれのある市民等に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要がある場合は、警戒区域を設定し火気使用等の禁止及び巡視等の措置を講じ、一般市民の立入り制限又は退去等を命じる。
- ③ 広域にわたる被害が予想される場合における、関係市町村の対応として通報体制を確立し、早期の災害防除を推進するため、市域における漏油防止体制に必要な措置を講じる。
- ④ 漏油が海へ流出した通報を受けた場合、速やかに大分海上保安部及び消防本部へ連絡し、漏油除去の応援を求め迅速な海水汚染防止に努める。

## 第2節 重大事故対策

### 1 重大事故

重大事故とは、航空機事故、船舶事故、列車事故、自動車事故(交通事故)、火災事故、爆発事故、毒劇物事故、雑踏事故等により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合で、概ね次に掲げる程度とする。

死者(行方不明を含む)	20人以上
死傷者	50人以上
重傷を含む負傷者	70人以上
負傷者	100人以上

### 2 被害発生時の措置

(1) 突発性重大事故を発見した者は、直ちに警察、消防機関、市又は関係機関に通報する

(2) 毒劇物の発散

① 警察官、海上保安官又は消防吏員は、毒劇物又は毒劇物の疑いがある物質(以下「毒劇物」という)の発散により、人命又は身体の被害が生じており、又は生じるおそれがあると認めるときは、法令の定めるところにより、相互に連携し、その場所への立ち入りを禁止し、又はこれらの場所にいる者を退避させ、毒劇物を含む物品等を回収または廃棄し、その他の被害を防止するために必要な措置をとる。

② 市民は、毒劇物を発見等した場合は、速やかに警察官等に通報する。

③ 県は毒劇物の発散により被害が生じている又はそのおそれがあると認める場合は、時期を失することなく自衛隊等の専門家の派遣を要請する。

(3) 市の措置

① 市は、突発性重大事故が発生した場合、災害対策本部を設置する。また、災害の状況に応じて、現地又は適当な場所に現地災害対策本部を設置するものとする。

② 救急医療に関する業務は消防対策部が行うこととし、対策部長が必要と認めた場合は、いきいき健幸対策部に対し救護所の設置・運営等を依頼する。

### 3 事故処理

当該事故関係者は、防災関係機関の協力を得て、事故現場及び被害地域における応急復旧を速やかに実施するとともに、その状況を本部長に報告する。

## 第3節 放射性物質事故対策

### 1 事故の想定

市内において、多数の被ばく者若しくは避難者が発生又は発生するおそれが生じた場合や、災害応急対策が避難生活を大規模化・長期化させるなど、社会的影響が大きいと判断される次のような事故を想定する。

- (1) 市内の放射性物質等を取り扱う事業所における放射性物質等の漏洩・火災等
- (2) 市内における輸送中の放射性物質等の漏洩・火災等

### 2 放射性物質等の保管施設

災害発生時に放射性物質保管施設が損傷した場合における、放射性物質による二次災害の発生防止を図るため、次のとおり指導を推進する。

放射性物質の保管施設

名 称	所在地	電話番号
独立行政法人国立病院機構 別府医療センター	大字内竈 1473	67-1111
国立大学法人 九州大学病院 別府病院	大字鶴見字鶴見原 4546 番地	27-1600
医療法人野口記念会 (財団)野口病院	青山町7番 52 号	21-2151
大分県厚生連 鶴見病院	大字鶴見 4333 番地	23-7111
医療法人ODIC 大分先端画像診断センター	大字北石垣 811 番地の 5	66-4116
陸上自衛隊第 41 普通科連隊	大字鶴見 4548-143	22-4311

### 3 事故予防対策

#### (1) 放射性物質取扱事業者等の責務と通報連絡体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、関係法令を遵守し、事故対応計画の策定や監視体制の強化及び従業員等の教育・訓練等の充実に努め、放射性物質事故が発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応が図られるよう、あらかじめ市、警察、県及び国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

#### (2) 放射性物質取扱施設の把握及び立入検査

市は放射性物質等にかかる防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び種類等の把握に努めるものとする。

放射性物質保管施設の立入検査については、通常の火災予防立入検査要領で実施するほか、次の事項について指導を推進する。

- ① 放射性物質の管理及び予防措置について
- ② 関係施設の防火設備と火気管理状況について
- ③ 貯蔵又は取扱いをする放射性物質の届出
- ④ 火災発生時における物質の所在及び危険度の通報
- ⑤ 発災時における消防隊への情報提供

(3) 防護資機材等の整備

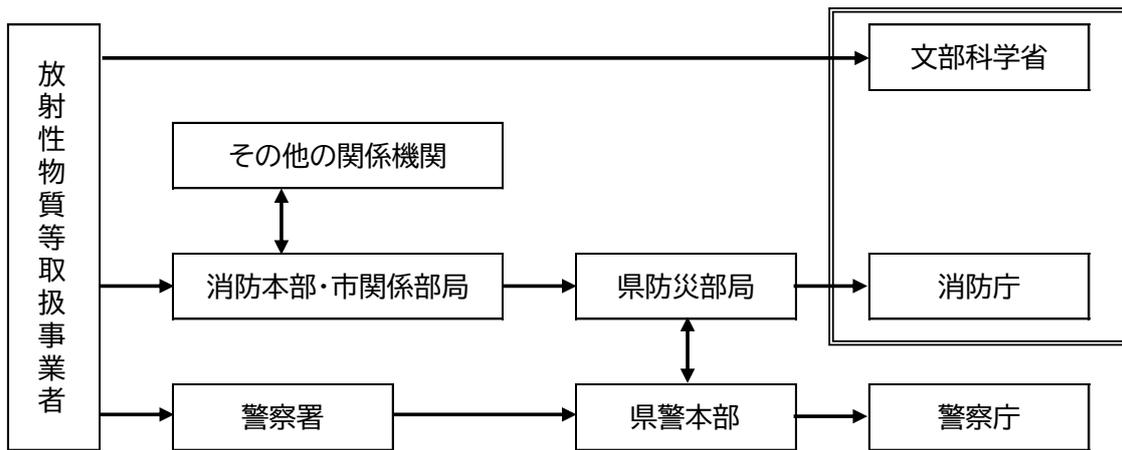
市は、放射性物質事故の応急対策に従事する者等が必要とする防護服等の防護資機材の整備並びに放射性物質等による汚染の拡大防止と除染のための資機材の整備に努めるものとする。

4 応急対策

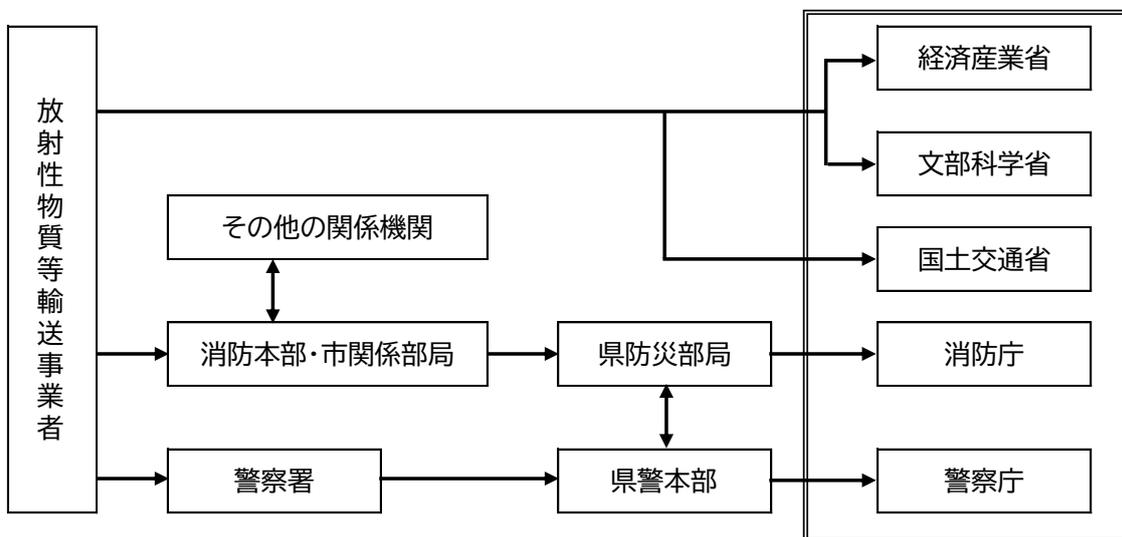
放射性物質の漏洩・火災等から市民及び観光客等の生命・身体・財産を保護するため、次のとおり応急対策を講じる。

(1) 放射性物質取扱事業者及び輸送事業者の措置

① 市内の放射性物質等を取り扱う事業所における放射性物質等の漏洩・火災等が発生した場合の連絡系統図は、次のとおりとする。



② 市内における輸送中の放射性物質等の漏洩・火災等が発生した場合の連絡系統図は、次のとおりとする。



(2) 事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者等は放射性物質事故が発生した場合、速やかに大分県地域防災計画に定める「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況について、関係機関に連絡する。

また、人的被害を及ぼす危険があると認められる場合は、付近住民に避難を促す。

(3) 市の措置

① 初動体制の確立

市は、放射性物質事業者等からの通報により、放射性物質事故が発生した又は発生するおそれがあると認められた場合は、状況に応じて初動マニュアルの「大規模事故等の配備体制」による体制を執る。

② 広域的な応援体制及び専門家の派遣要請等

市長は、災害の状況により、必要があると認めるときは、別府市地域防災計画「自衛隊災害派遣体制の確立」により、自衛隊の派遣要請を行う。また、必要に応じ専門家の助言・指導を得るため、国、県、その他の関係機関に対して災害対応に必要な専門家又は専門の知識を有する職員の派遣を求めるとともに、必要な人員・資機材の応援を要請するものとする。

③ 救助・救急、消火及び警戒区域の設定による避難指示等

市は、消防機関を中心として、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、災害の発生状況により、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去命令及び避難誘導等を実施する。

避難指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる場合には、「屋内への退避」を勧告又は指示する。

④ 医療救護活動等

市は、医師会、県、その他関係機関に対し、必要に応じて医療救護班の出動を要請し、負傷者の応急処置等の活動について別府市地域防災計画の「緊急医療活動の確立」により実施する。

また、市は、県と連携し、被災者等の心身の健康を確保するため、避難所等での健康診断の実施及び相談窓口の設置を行う。県が関係機関の協力を得て行うスクリーニング及び除染について、県からの依頼があれば協力するものとし、専門医療機関への搬送は可能な場合に協力するものとする。

(4) その他の応急対策

市は、県、警察、その他関係機関及び放射性物質取扱事業者等と相互に協力し、被災者等に対し災害の状況、二次災害の危険性に関する情報等の広報活動を行う。

① 市は、県、その関係機関と連携し、放射性降下物を測定する資機材を有する機関が放射性降下物(雨及び塵中)の降下量を測定した結果を必要に応じて報道機関を通じて一般に周知する。

② 放射性降下物に対する一般的な周知事項

放射性降下物は、空気中に浮遊して、人体に付着したり、直接または間接に人間の口などを通じて体内に侵入し、各臓器に沈着して放射線を出し、人体に悪影響を与える場合がある。従って被害を最小限に止めるため、次のことについて周知を図る。

ア 放射性降下物が雨などに混入し皮膚に付着したときは、比較的簡単に洗い落とせるので、入浴等によって身体を清潔にする。

イ 果物類、葉菜類等は主として表面に放射性降下物が付着しているからよく水洗いを行う。(中性洗剤等で洗うのが望ましい)

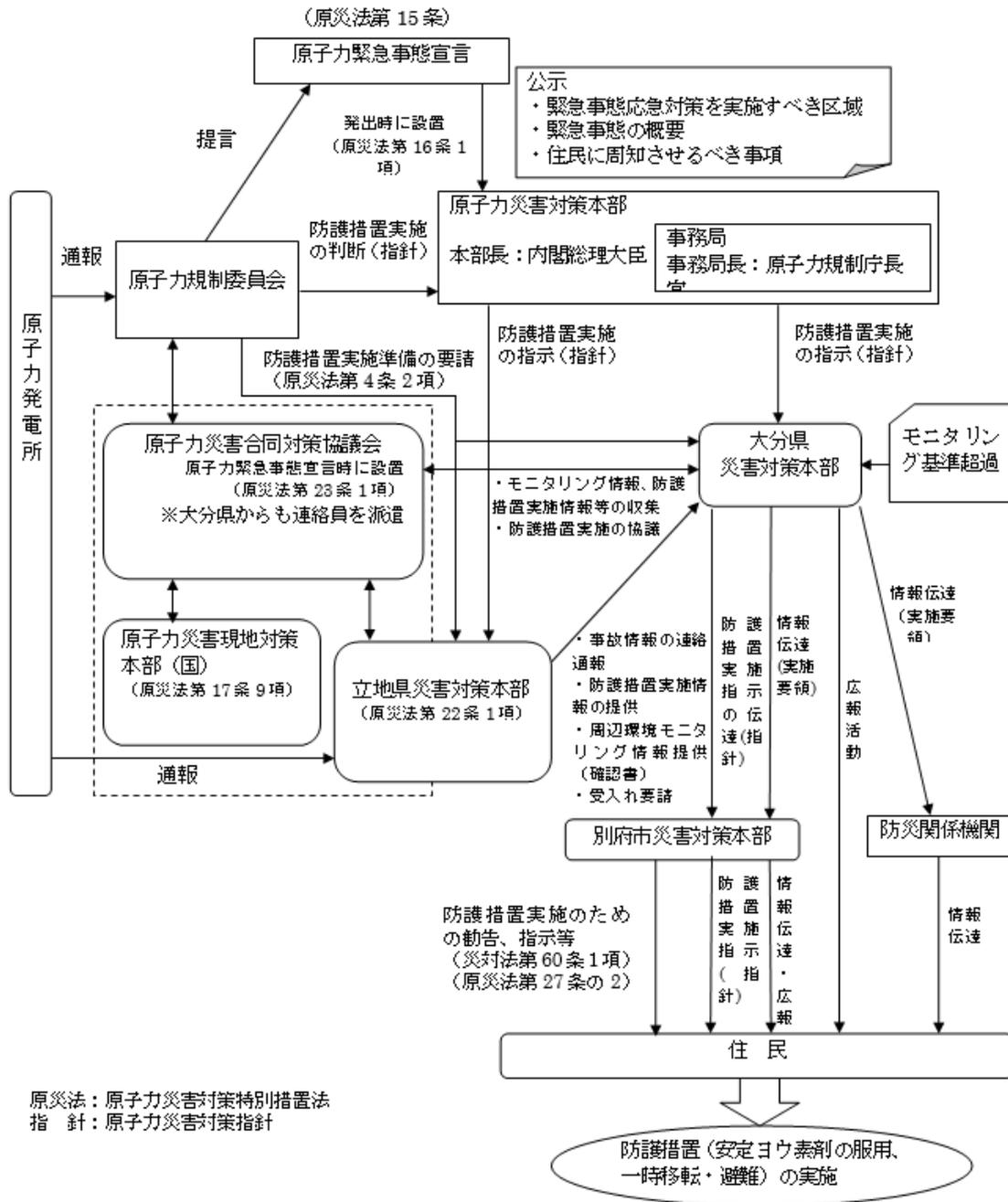
ウ 飲料水に対する対策として天水飲用者は、特に降り始めの雨水を用いないこと。また、天水を飲用に使用する場合は、ろ過(30cm以上の砂の層、又は活性炭の層)することが望ましい。なお、ふたのない井戸や河川の水を飲料水として使用する場合は、井戸にふたを、河川水はろ過を行って使用する。

## 第4節 原子力災害対策

原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、県、市町村、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的として対策を講ずる。

緊急事態発生時の情報連絡、防護措置実施体系は、次図のとおりとする。

原子力災害時の情報伝達・防護措置・実施体系図



## 1 被害想定

別府市には「原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)」に規定される原子力事業所は存在しないが、近隣の原子力発電所事故等により、放射性物質の拡散の影響が広範囲に及び、放射性プルーム通過時に防護対策が必要となったとき又はおそれがある場合を想定する。

### (1) 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響

原子力規制委員会が、平成24年10月31日に示した「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域(以下「原子力災害対策重点区域」という。)の範囲として、原子力施設から概ね半径5kmを目安とする「予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone)」及び原子力施設から概ね半径30kmを目安とする「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone)」が示された。

大分県は、最寄りの原子力発電所(伊方発電所)から約45kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮し、対策のあり方や手順の検討を「大分県地域防災計画(以下「県防災計画」という。)に盛り込んだ。

本市においては、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針、その他の関係法令等、県防災計画の趣旨を踏まえて、万一の場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、必要な対策を検討していくものとする。

※プルームとは、飛散した微細な放射性物質が大気に乗って煙のように流れていく現象

### (2) 本市周辺地域に立地する原子力発電所(令和5年2月2日現在の状況)

#### ① 伊方発電所

発電所名	伊方発電所		
事業者名	四国電力株式会社		
所在地	愛媛県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3		
距離	約80 km		
ユニット	1号機	2号機	3号機
運転開始	S52.9	S57.3	H6.3
備考	廃炉中	廃炉中	運転中

#### ② 玄海原子力発電所

発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字浅湖 4112 番地1			
距離	約160 km			
ユニット	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S50.10	S56.3	H6.3	H9.7
備考	廃炉中	廃炉中	第17回定期検査中	運転中

#### ③ 川内原子力発電所

発電所名	川内原子力発電所	
事業者名	九州電力株式会社	
所在地	鹿児島県薩摩川内市久見崎町字片平山 1765 番地 3	
距離	約200 km	
ユニット	1号機	2号機
運転開始	S59.7	S60.11
備考	運転中	運転中

## 2 予防対策

### (1) 原子力施設の事故に備えるための事前情報の分析

防災危機管理課は、県や防災関係機関と連携して、応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料等を整備し、定期的に更新するとともに、適切に管理するものとする。

なお、整理すべき資料の例としては、半径50km圏内の人口・世帯数、避難所及び屋内避難に適したコンクリート建物に関する資料、配慮すべき施設(保育所、学校、病院)に関する資料、周辺地域の気象資料等である。

### (2) 屋内退避・避難体制の構築

防災危機管理課は、防災関係機関等と連携して、原子力委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

また、県は、原子力災害により立地県から本県への住民避難も想定されることから、立地県等と調整の上、受入れ体制を構築していくものとする。

### (3) 避難所等の確保

防災危機管理課は、気密性や遮蔽性の高い公共施設等の指定により避難所の確保及び把握に努めるものとする。

### (4) 住民等への情報伝達・周知体制

防災危機管理課は、避難の迅速な実施のため屋内避難の方法等住民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の住民への伝達・周知体制を確保するものとする。

### (5) 医療及び健康相談体制の整備

国から示される原子力災害対策のあり方等に基づき、県や関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素材のほか医療資機材等の備蓄・整備についての研究を進めるものとする。

あわせて、安定ヨウ素材の住民への速やかな配布方法等についても検討を進めるものとする。

また、住民の心理的な動揺・混乱を軽減するため、県と連携し、健康相談体制の構築に努めるものとする。

## 3 災害応急対策

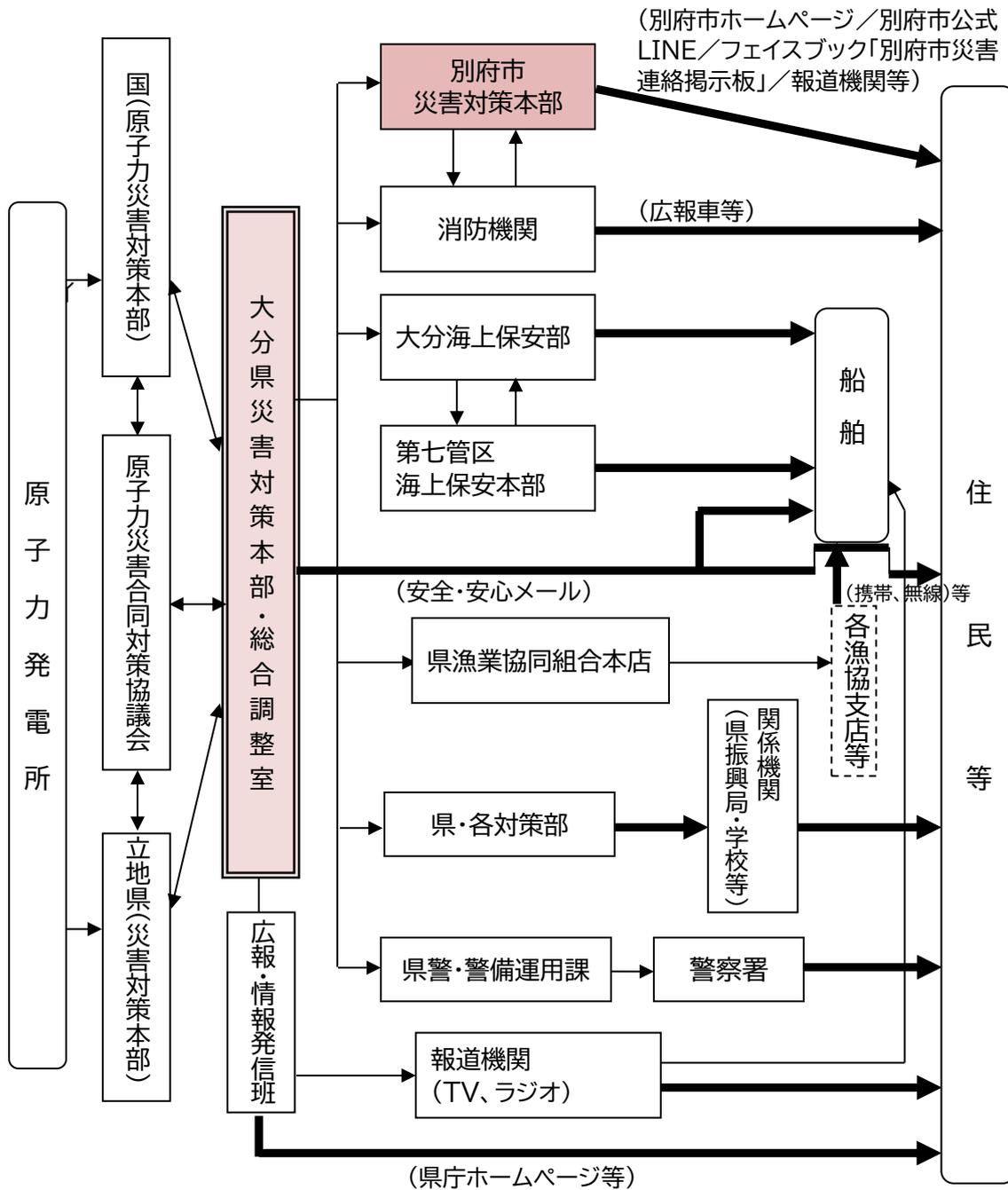
### (1) 事故情報等の連絡

① 原子力施設で事故が発生し、本市域内で避難等の対策が必要になった場合は、原子力施設立地県と大分県との通報・連絡体制に基づき、速やかに本市に連絡が入ることとなっている。

② 防災局、市長公室対策部は、県、警察、その他防災関係機関及び事業者等と相互に協力して、被災者等に対し、原子力施設に起因する災害の状況、危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の情報を正確かつ、きめ細やかに広報活動を行うものとする。

また、情報伝達にあたっては、広報車、別府市ホームページ、別府市公式LINE、別府市災害連絡掲示板(フェイスブック)、Bスタジオ緊急生放送、地上デジタル放送によるデータ放送、緊急速報メール、報道機関等の協力を得て実施する。

<原子力施設での事故発生時の連絡系統図>



(2) 活動体制の確立

原子力施設に起因する事故が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため、関係部局は応急活動が実施できる初動体制の確立を図るものとする。

① 災害対策本部等

防災局は、原子力災害対策において、事故の影響が多大であり、かつ周辺にその影響を及ぼすと認める場合や予測される場合は、災害対策本部等を設置して、災害応急対策の万全を期すものとする。

別府市体制区分	設置基準	大分県体制区分
災害連絡室	近隣県における原子力発電所において事故等が発生し、異常事態の連絡を受けた場合で、情報収集・連絡体制をとる必要があるとき (警戒事態)	災害対策連絡室
災害警戒本部	① 近隣県における原子力発電所において原子力災害対策特別措置法第10条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき ② その他、特に必要と認めるとき (施設敷地緊急事態)	災害警戒本部
災害対策本部	① 近隣県における原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に定める通報事象が発生し、大分県に放射性物質の拡散のおそれがあるとき ② その他、とくに必要と認めるとき (全面緊急事態)	災害対策本部

(3) 救助・救急及び医療救護活動等

① 救助・救急活動

消防対策部、市民福祉対策部救護支援班を中心として、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

② 医療救護活動

いきいき健幸対策部衛生医療班は、医師会、県、その他関係機関に対し、必要に応じて医療救護班の出動を要請し、負傷者の応急処置等の活動について連携を図るものとする。

4 放射線測定体制の強化及び措置

(1) 環境放射線モニタリング体制

県は、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

① モニタリングポストによる空間放射線量率の測定

ア 測定地点

(ア)衛生環境研究センター(大分市高江西)

(イ)大分市立佐賀関小学校(大分市佐賀関)

(ウ)大分県立国東高等学校(国東市国東町鶴川)

(工)大分県立佐伯豊南高等学校(佐伯市鶴望)

(オ)大分県日田総合庁舎(日田市城町)

イ 測定頻度…連続測定

ウ 結果の公表…原子力規制委員会のホームページにおいて公表

② サーバイメータ等による空間放射線量率の測定

ア 測定地点…東部保健所(別府市大字鶴見)

イ 測定頻度…年4回(3か月ごと)

ウ 結果の公表…大分県環境保全課のホームページにおいて公表

## (2) 緊急環境モニタリングの実施

原子力災害が発生した場合、国(原子力規制委員会)は緊急時モニタリング計画を定め、立地県、原子力事業者等とともに原子力施設周辺及びUPZ(概ね30km)圏域において、緊急時環境モニタリングを実施するとしている。

県は、放射性物質の県内への影響を評価するためあらかじめ定めた環境モニタリング実施要領に従い、環境モニタリングを実施することとなっており、市は試料採取等において協力するものとする。

## 5 屋内退避等の防護活動

県及び市は、原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき国の原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)の指示等を受け、屋内退避または、一時移転等の措置を実施する

### (1) 屋内退避・一時移転の要請

① 原子力発電所から30kmを超える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、県及び市は屋内退避のための注意喚起を行う。

② 県は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、市に対して、指示のあった区域内の住民等へ屋内退避等の指示を行うよう要請するものとする。

### (2) 屋内退避、避難指示

災害対策本部は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための立ち退きの指示を行うものとする。

### (3) 屋内退避及び一時移転の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおりとする。

屋内退避及び避難に関する指標

基準値※	基準の概要	避難等の概要
500 $\mu$ Sv/h	地上1mでの空間放射線量率	数時間を目途に区域を特定し住民等の避難等を実施。 (避難が困難な者についての一時屋内避難を含む)
20 $\mu$ Sv/h	地上1mでの空間放射線量率	住民等を一週間程度以内に一時移転させる。併せて、1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限する。

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される

### (4) 屋内避難等の実施

災害対策本部は、屋内避難等の防護措置を実施する場合、県、警察、消防、自衛隊

等防災関係機関の支援、協力を得て行うとともに、退避等の際、住民が動揺、混乱しないよう速やかに実施するものとする。

(5) 避難所の開設及び運営

災害対策本部は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

県は、市に対して必要な支援を行うとともに、市町村の区域を越えて避難所の設置が必要な場合は、関係市町村間の調整を行うものとする。

(6) 要配慮者への配慮

市民福祉対策部は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

## 6 緊急被ばく医療措置

(1) 安定ヨウ素材の予防服用

① 服用のための準備

原子力発電所が「施設敷地緊急事態」の状況に至った場合には、県が速やかに安定ヨウ素材の服用ができるための準備を行う。

② 服用の決定

国の指導・助言又は指示に基づき、県の災害対策本部長が住民及び防災業務従事者に対する安定ヨウ素材の服用を決定し、市に服用の指示をするとともに関係機関に連絡する。

③ 安定ヨウ素材の配布

県は、災害対策本部長から安定ヨウ素材の服用の指示があった場合は、東部保健所及び関係団体で医療チームを構成し、市民が集合した一時集結所等において、安定ヨウ素材を配布し、その指示をするものとする。市は、これに協力する。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。安定ヨウ素材の配布にあたっては、対象者に対して服用方法、注意事項を記載したパンフレット等を添付のうえ説明を行う。

④ 安定ヨウ素材の服用

ア 安定ヨウ素材服用の対象者

原則として服用不適切者、慎重投与者及び自らの意思で服用しない者を除く40歳未満を対象とする。

ただし、40歳以上の者であって、安定ヨウ素材服用に係る年齢と副作用のリスクとの関係を理解したうえで服用を希望する者については服用可能とする。

また、特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先する。

イ 服用回数

服用回数は副作用を考慮し、原則1回とし、その後は避難等の防護措置を優先させる。

ウ 服用量

対 象 者	ヨウ化 カリウム量 (mg)	ヨウ化 カリウム丸 1丸 50mg	ヨウ化 カリウム液材 (1ml 16.3mg)
新生児	16.3mg		1ml
生後1か月以上3歳未満	32.5mg		2ml
3歳以上13歳未満	50mg	1丸	3ml
13歳以上	100mg	2丸	6ml
(注)溶剤は、医薬品ヨウ化カリウムの粉末剤を注射用水に溶解したものをを用いる。			

(2) 健康相談及び医療救護活動

県及び市は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、又はそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持の確保のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

いきいき健幸対策部衛生医療班は、県と連携し、避難所等での健康診断を実施するとともに、避難所等の巡回相談などにより、避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

また、このような避難者に対しては県が、関係機関の協力を得て実施する避難退域時検査と、基準を超える場合は、迅速に簡易除染等を実施する。

あわせて、関係機関協力のもと、住民の心身の健康に関する相談のための窓口を設置するものとする。

7 立地県等からの避難者の受入れ

災害対策本部は、県より、立地県等から避難者の受入れの要請があった場合、県と連携し速やかに受入れ体制を確保するものとする。

なお、南海トラフ巨大地震等により広域複合災害が発生した場合は、本市においても、津波等により大きな被害が発生することが予想される。このような場合は、最大限の努力をしつつ、可能な範囲で避難住民の受入れを行うものとする。

8 災害復旧対策

(1) 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物・地域生産物(農産物)の出荷制限、摂取制限等の制限措置の解除を関係機関に指示する。

(2) 環境放射線モニタリングの結果の公表

県は原子力緊急事態介助宣言後、国及び関係機関と協力して継続的に環境放射線モニタリング及び農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(3) 風評被害等の影響の軽減

観光・産業対策部、市長公室対策部は、県及び関係機関と連携し、報道機関等の協力を得て、原子力発電所事故による風評被害等の未然防止や影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少の防止のための広報活動に努めるものとする。

(4) 健康相談体制の整備

いきいき健幸対策部衛生医療班は、県及び関係機関と連携し、専門家等の助言・指導を得ながら、市民等に対する心身の健康相談に関する体制を整備するものとする。

